

2020年5月14日

お客様各位

全国通信用機器材工業協同組合  
専務理事 立花 研司

## 「緊急事態宣言」発令延長に伴う事務局の体制について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から格別のご指導等賜り、誠に有難うございます。

さて、以前より全通協の「緊急事態宣言」の体制として、5月8日までを期限とし、在宅勤務の実施をご案内させて頂いておりましたが、東京都においては、5月31日迄延長になったことにより、下記のとおり在宅期間の延長をさせていただきますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 全通協事務局の体制

事務局の体制として、延長になった期間においても引き続き、全通協内各部門において、概ね1名程度の出社を計画しております。

なお、お手数ですが、緊急時以外のご連絡等の際は、メールにてお願い致します。

#### 2. 実施期間

2020年4月14日 ～ 2020年5月31日

#### 3. 事務局への入室管理のお願い

現在、事務局への入室の際は、アルコールによる消毒をお願いさせて頂いておりますが、職員等が感染した場合等を想定し、速やかにご連絡を行えるよう「入退出管理簿」へのご記入をお願い致します。

#### 4. その他

政府より不要不急の外出自粛等を要請する緊急事態宣言が、要請から外出禁止等へ、さらに厳しい内容に変わった場合は、別途、ご連絡させていただきます。

以上

#### 【本件問合せ先】

全通協 総務部門 大輪 税

Tel 03-6665-0111

Mail chikara.oowa@zentsukyo.or.jp